

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◆鳥取縣告示第三百七十九號

昭和二十四年七月十九日

第二千二十九号 火曜日

本書フ太字ハ國定規格 A5判

県疗、岩美、八頭、氣高、東伯、西伯、日野地方事務所  
管内において検税吏員証を次のように交付した。

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣知事 西尾愛治

区	分番号	交付年月日	疗名	資格	氏名
檢税	一	昭和二十四年七月一日交付	岩美地方事務所	吏員証	久林 寛吉
吏員証	同	同	同	同	田中 篤
同	二	同	同	同	石野 太郎
同	三	同	同	同	沖田 二郎
同	四	同	同	同	谷長 保瑛
同	五	同	同	同	西尾 政雄
同	六	同	同	同	安養寺德藏
同	七	同	同	同	内田 幸治
同	八	同	同	同	

「六、加工炭卸賣業者登録手數料 一票につき五百円」

「七、加工炭小売業者手數料 同 二百円」

を加える。

告示

鳥取縣公報 每週火曜日發行(休日ニ當ル)

(昭和二十四年七月十九日)

(昭和四年四月十五日)

一



3 指定飼料生産業者登録申請書提出期日

昭和二十四年八月十日

4 指定飼料生産業者登録申請書提出場所

イ、米糠搾油工場及許可配合飼料指定工場

鳥取縣農林部畜產課 経由農林大臣宛

ロ、その他の生産工場

鳥取縣農林部畜產課 知事宛

5 登録票交付期日

昭和二十四年八月二十日

6 指定飼料

輸入飼料 配合飼料、米糠、米糠油粕、麩、魚粕

(指定地域のみ) 輸入油脂原料による油粕、王蜀黍

皮、麦糠、マイコ糠、飼料用大豆粕 ビール粕、燕

麦、食糧不適物、輸入飼料作物種子

三、購入予備登録をする事のできる者

左に掲げる者で從來飼料配給を受けていた者

1、乳牛を飼育する者

2、輓牛馬を飼育する者

## ◆鳥取縣告示第三百八十三号

東伯地方事務所管内において縣稅検査章を次のように返納並びに交付した。

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 番号 交付返納年月日 疗名 資格 氏名

縣稅檢

一八二

昭和二十四年六月十日交付

東伯郡浦安町役場

書記

柏木成子

同 一五九 同 同

返納 同 同

戸杉洋子

木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定により次の

ように登録した。

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00883

住 所	氏 名	業 别	材 種	登 錄 番 号	登 錄 年 月	營 売 所 工 場 の 位 置
岡山縣勝田郡植月村植月東	佐古八五郎	木材業 製材業	一般製材	鳥取縣24受林第一六五七号	昭二四年七月十八日	日野郡米沢村杉谷猪子谷八〇二
東伯郡泊村泊七九七	松本幹雄	木材業	同	同	同	東伯郡小鴨村岡田二一
同	同	製材業	一般製材	同	同	同
同倉吉町仲ノ町七四一	西山よし子	木材業	一般製材	同	同	住所に同じ
八頭郡若櫻町農人町五二五	岡崎平治	同	同	同	同	同
東伯郡上井町上井二二三ノ二	桑本重章	石脇敬巳	同	同	同	同
鳥取市若櫻町一四	石脇敬巳	同	同	同	同	同
岡山縣英田郡大吉村粟野一三六四	春名善太郎	須村農家組合	一般製材	同	同	同上二三
日野郡八郷村須村五九五	須村農家組合	組合長 亀田忠	同	同	同	同
同	同	製材業	一般用材	同	同	同
米子市茶町二七	山陰製鹼株式会社	同	同	同	同	同
岡山縣勝田郡植月村植月東二二八八	佐古八五郎	木材業	同	同	同	同
東伯郡小鹿村高橋一七四	小鹿村農業協同組合	同	同	同	同	同
同	同	製材業	一般製材	同	同	同

3 種畜又は種禽を飼養する者

4 試驗研究又は教育機關

5 その他特殊需要者

6 指定飼料

輸入飼料 配合飼料、米糠、米糠油粕、麩、魚粕

(指定地域のみ) 輸入油脂原料による油粕、王蜀黍

皮、麦糠、マイコ糠、飼料用大豆粕 ビール粕、燕

麦、食糧不適物、輸入飼料作物種子

三、購入予備登録をする事のできる者

左に掲げる者で從來飼料配給を受けていた者

1、乳牛を飼育する者

2、輓牛馬を飼育する者

## ◆鳥取縣告示第三百八十二号

東伯地方事務所管内において縣稅検査章を次のように返納並びに交付した。

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 番号 交付返納年月日 疗名 資格 氏名

縣稅檢

一八二

昭和二十四年六月十日交付

東伯郡浦安町役場

書記

柏木成子

同 一五九 同 同

返納 同 同

戸杉洋子

同 一五九 同 同

返納 同 同

戸杉洋子

木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定により次の

ように登録した。

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 番号 交付返納年月日 疗名 資格 氏名

縣稅檢

一八二

昭和二十四年六月十日交付

東伯郡浦安町役場

書記

柏木成子

同 一五九 同 同

返納 同 同

戸杉洋子

00884

## ◇鳥取縣告示第三百八十四号

昭和二十四年度兒童福祉施設保母試験を次のように施行する。

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 三、日程

## 1、受験申請書の受付

自昭和二十四年八月一日 至同年八月末日

## 2、試験期日

昭和二十四年九月十七、十八日(二日間)

## 3、試験時間表

期日	午前九時		午後十一時		二時三十分	
	十時三十分から	十二時二十分まで	二時二十分から	三時三十分まで	三時三十分から	四時
時間	九月十七日 (土)	社会事業 一般	児童心理学 及び保健衛生學	看護學	午後二時三十分から	午後三時三十分から
4、試験場	九月十八日 (日)	榮養學	保健衛生學	看護學	午後二時三十分から	午後三時三十分から
		保育理論	実習	看護學		
		試験	實習	適性		

- 1、學校教育法による高等学校を卒業した者及び旧中等学校令による高等女学校を卒業した者又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- 2、兒童福祉施設において三年以上兒童の保護に從事した者
- 3、厚生大臣において適當な資格を有すると認定した者(本年七、八月鳥取縣主催をもつて開催する第三期保母講習会を受けた者も含む)

## 二、試験科目

## 1、社會事業一般

## 2、兒童心理学

## 5、試験結果の発表 昭和二十四年十月七日

## 四、出願手続き

- 1、受験希望者は次の書類を鳥取縣民生部兒童課内保母試験係に提出する

## (1) 受験申請書(別記様式一)

## (2) 履歴書(同)

## (3) 戸籍抄本

- (2) 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面
- (3) 寫眞(手札型上半身、裏面に寫した年月日及び氏名を自署すること)

## (4) 身體検査書(検査項目別記三)

## (5) 受験料 金百円

- 2、受験者は縣から受験票の交付を受け試験当日携行するものとする。

## 様式一

## 受験申請書

この度縣において施行される保母試験を受けたいので

本籍地 現住所  
世帯主との続柄

## 様式二

履歴書

氏名印

鳥取縣知事西尾愛治殿

(註)受験手数料は兒童課に直接持参又は小替爲にて交付のこと

00885

右の通り相違ありません

年月日

職歴

名印

様式三

身体検査書記載事項々目

身長、体重、胸囲、栄養状態、視力(右)  
聴力(左) 「ツベルクリン」皮内反応、疾病異常

五、備考

その他不明の点があれば返信料同封の上「鳥取郵便局

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣知事 西尾愛治

◆鳥取縣告示第三百八十五号

加工炭需給調整規則(昭和二十四年三月農林省令第十六号)第三條第三項並びに同規則第五條第一項の規定に基いて加工炭の卸売又は小売業者として登録し、登録票を交付し、且つ、購入割当証明書を発給した者の住所及び氏名を次のように公表する。

番号	住 所	氏名(名称)	購入割当數量			
			購入袋 当証明書 発給番号 高さ四寸 十四個入	購入袋 高さ六寸	購入袋 高さ七寸	号
一	米子市米原一、五二六	米子煉炭有限会社	一、三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	四二、〇〇〇
二	鳥取市吉市三ノ二	鳥取煉炭株式会社	二、二、〇〇〇		一、一、〇〇〇	
三	西伯郡外江町三、五九七	有限会社油屋煉炭工場	三、一、〇九九	九四四	二、三八〇	

一、卸売業者						
一 鳥取市吉方町二二六一	岸田 信春	一	八〇〇		五〇〇	
二 同川外大工町八二二	和田瀬初子	二	三〇			
三 同東町二八一	北浦 つる	三	二〇			
四 同西町二八七	乾 よし	四	二〇			
五 同江崎町二三一	大北ツル子	五	六〇			
一〇 米子市灘町二丁目一六〇	米子燃料有限会社	一〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	三〇、〇〇〇	
二、小売業者						
一 鳥取市吉方町二二六一	岸田 信春	一	八〇〇		五〇〇	
二 同川外大工町二〇ノ一	大沢 久男	二	三〇			
三 同境町相生町五八	長谷川周太郎	三	二〇			
四 同鹿野町八	佐々木重穂	四	二〇			
五 同外大工町二〇ノ一	大沢 久男	五	五〇		五〇	
六 同江崎町二三一	米田 雅明	六	六〇		六〇	
七 同境町相生町五八	長谷川周太郎	七	五〇		三〇〇	
八 西伯郡大篠津村一、八一九	米田 雅明	八	二〇〇	一五〇	五〇〇	
九 同上道村八四六	上道村農業協同組合	九	一五〇		三〇〇	

00889

00888

二一	同大篠津村一、一五一	大篠津村同	二	五〇
一二	鳥取市吉方町一四七	溝口 政惠	二	二〇
一三	同大工町頭二一	田中 壽一	三	二〇
一四	同新鑄物師町八五	岸本 とよ	一	〇
一五	同東品治町二	戸田八太郎	一	〇
一六	同若櫻町三二	金田賢太郎	一	〇
一七	同川端町一丁目三五	伊吹 明夫	一	〇
一八	同今町二丁目一四五	石井 千雄	一	〇
一九	同西町三区三四九	田淵 健治	一	〇
二〇	同東品治町六	加井寅之祐	一	〇
二一	同東町一七七ノ一	小林 松平	一	〇
二二	岩美郡浦富町一、〇三四ノ四吉岡 重夫	松尾かね子	一	〇
二三	鳥取市行徳四区三六九	本庄 かめ	一	〇
二四	同東町三区二六四	米沢 富子	一	〇
二五	同茶町一二	岩田 ふみ	一	〇
二六	同東品治町五五ノ一	一百野 拓	一	〇
二七	同桶屋町一二	小林 良治	一	〇
二八	同行德三〇〇	二	二〇	
二九	同瓦町二三四	花房 茂里	二	二〇
三〇	同吉方四区六九九	横山 幸子	三	〇
三一	同東品治町二区一一八	影日 幸光	三	〇
三二	同元鑄物師町五二ノ一	但住 豊吉	三	〇
三三	同東品治町五四	影日美津枝	三	〇
三四	同桶屋町五四	浜田 しな	三	〇
三五	同新品治町一一五	細田 清子	三	〇
三六	同吉方二区五〇二	佐竹 末子	三	〇
三四	同岩倉町四六一	岩井 定吉	四	〇
三七	同立川町三丁目三五	西尾 春子	四	〇
三八	同賀露町一、一八九ノ五	坂口 重平	四	〇
三九	同米子市内町一一六	大原繁太郎	四	〇
四〇	同道笑町三丁目二一	森田 との	四	〇
四一	同錦町二丁目八一	本池 清隆	四	〇
四二	同立町二丁目六	波多野利市	四	〇
四三	同角盤町四丁目二〇	飛田盛太郎	四	〇
四五	同角盟町一丁目八一	三鶴千登世	四	〇
四六	同角盟町一丁目四一		四	〇

二一	同大篠津村一、一五一	大篠津村同	二	五〇
一二	鳥取市吉方町一四七	溝口 政惠	二	二〇
一三	同大工町頭二一	田中 壽一	三	二〇
一四	同新鑄物師町八五	岸本 とよ	一	〇
一五	同東品治町二	戸田八太郎	一	〇
一六	同若櫻町三二	金田賢太郎	一	〇
一七	同川端町一丁目三五	伊吹 明夫	一	〇
一八	同今町二丁目一四五	石井 千雄	一	〇
一九	同西町三区三四九	田淵 健治	一	〇
二〇	同東品治町六	加井寅之祐	一	〇
二一	同東町一七七ノ一	小林 松平	一	〇
二二	岩美郡浦富町一、〇三四ノ四吉岡 重夫	松尾かね子	一	〇
二三	鳥取市行徳四区三六九	本庄 かめ	一	〇
二四	同東町三区二六四	米沢 富子	一	〇
二五	同茶町一二	岩田 ふみ	一	〇
二六	同東品治町五五ノ一	一百野 拓	一	〇
二七	同桶屋町一二	小林 良治	一	〇
二八	同行德三〇〇	二	二〇	
二九	同瓦町二三四	花房 茂里	二	二〇
三〇	同吉方四区六九九	横山 幸子	三	〇
三一	同東品治町二区一一八	影日 幸光	三	〇
三二	同元鑄物師町五二ノ一	但住 豊吉	三	〇
三三	同東品治町五四	影日美津枝	三	〇
三四	同桶屋町五四	浜田 しな	三	〇
三五	同新品治町一一五	細田 清子	三	〇
三六	同吉方二区五〇二	佐竹 末子	三	〇
三四	同岩倉町四六一	岩井 定吉	四	〇
三七	同立川町三丁目三五	西尾 春子	四	〇
三八	同賀露町一、一八九ノ五	坂口 重平	四	〇
三九	同米子市内町一一六	大原繁太郎	四	〇
四〇	同道笑町三丁目二一	森田 との	四	〇
四一	同錦町二丁目八一	本池 清隆	四	〇
四二	同立町二丁目六	波多野利市	四	〇
四三	同角盤町四丁目二〇	飛田盛太郎	四	〇
四五	同角盟町一丁目八一	三鶴千登世	四	〇
四六	同角盟町一丁目四一		四	〇



00892

八三 氷高郡鹿野町鹿野一 三九八 鹿野町同 八三 四一 一 六〇〇

八四 米子市灘町二丁目一六〇 米子燃料有限会社 八四 三〇〇 一〇〇 一〇〇

八四 一 一 一 一

六〇〇  
九〇〇

### ◇鳥取縣告示第三百八十六号

昭和二十四年七月二十八日定例縣會を鳥取市に招集する。

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 教育委員會告示

#### ◇鳥取縣教育委員會告示第三十七號

八頭郡八上村外二ヶ村學校組合立八上中學校の管理者を  
昭和二十四年六月七日から次のように変更した。

昭和二十四年七月十九日

鳥取縣教育委員會

新管理者 旧管理者 學校名

散岐村長 八上村長 八頭郡八上村、西郷村、散

岐村學校組合立八上中學校

昭和二十四年七月十九日  
刷

印 刷 所 県 印 刷 所

(昭和四年四月十日)  
行 政 管 球  
鳥 取 縣 縣  
鳥 取 市 市  
東 町 町  
縣 印 刷 所

昭和二十四年七月十九日  
發 行 者  
鳥 取 縣 縣  
鳥 取 市 市  
東 町 町  
縣 印 刷 所